

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年9月21日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年10月8日から同月28日まで縦覧に供する。

平成22年10月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 地頭名地区	高松市産業経済部土地改良課
高松市三谷土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中上井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 砂入池地区	〃
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 荒井唐渡樋門地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川北取水樋門地区	〃
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 前池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 国分宮池2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 鵜生池1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 鵜生池2号地区	〃